破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４７３１号
大阪府寝屋川市香里北之町24番８号(401号)、前住所大阪府枚方市南中振１丁目15番15―306号
債務者　日下　啓司
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８０号
大阪府茨木市鮎川２丁目32番25号　アライブ21　411号
債務者　齋藤　優佳
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１１号
大阪府豊中市北桜塚３丁目５番38号
債務者　成田　　剛
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５５号
大阪府東大阪市小若江３丁目23番５号
債務者　矢部　政人
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７６号
大阪府池田市畑４丁目20番５号（301）
債務者　日野　正晶
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９０号
大阪府池田市井口堂２丁目８番８号　グリーンハウス17号、前住所大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番４号　ホテルニューかめや　156号室
債務者　川田　正幸
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８５号
大阪府東大阪市足代１丁目１番19号
債務者　宮本　千春
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５５号
大阪市北区本庄東２丁目15番４―507号
債務者　山本昌作こと　崔　　昌作
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４６７号
大阪府豊中市曽根南町２丁目10番17号
債務者　菅野　正道
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４６８号
大阪府豊中市曽根南町２丁目10番17号
債務者　菅野ますみ
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７０号
大阪府高槻市奈佐原元町25番７号
債務者　榎村　美華（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０７号
大阪市東淀川区瑞光２丁目５番12―503号
債務者　ステュディオファヴァこと　小澤眞理子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５０号
大阪府八尾市安中町６丁目11番３―402号
債務者　宮崎　武将
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８７号
埼玉県狭山市狭山台１丁目24番地の３　シャトル狭山台105
債務者　小田　利枝
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９３号
埼玉県坂戸市中富町78番地21　ファミール202号室
債務者　長田　弘子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９５号
埼玉県川越市大字藤間859番地６（ビューハイツすごう102号室）
債務者　綱　　利之
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７００号
埼玉県所沢市小手指南６丁目12番地の５　セントラルビレッジ403、前住所埼玉県狭山市新狭山３丁目１番地の１　プラザ新狭山303
債務者　本多　啓子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部